

岩手県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市内（一般国道45号）
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年9月10日から令和2年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級基準点測量及び3級水準測量